

胎内市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

第1章 ガイドライン策定の目的及び対象

1 ガイドライン策定の目的

防犯カメラは、犯罪の防止や事件解決に有効であると多くの方々に認識されているところです。その設置は、先進的かつ効果・効率的であると考えられる向きもありますが、一方で、知らないうちに自分の姿が撮影され、目的外に利用されるのではないか、など不安を感じる方もいることから、プライバシーの保護に十分慮した運用が求められているのが現状です。

本ガイドラインでは、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図るために、配慮すべき具体的な内容を取りまとめました。

2 対象となる防犯カメラ

次の三つの要件すべてを満たすカメラをこのガイドラインの対象とします。

※ 要件を1つでも満たさないカメラ（例えば、防犯目的でないカメラ、共同住宅の建物内を撮影するカメラ、録画装置を備えていないカメラ等）は、このガイドラインの対象にはなりません。人を撮影する場合は、プライバシーを侵害するおそれがあります。ガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護に配慮した適正な運用が必要です。

(1) 設置目的

犯罪の防止を目的に設置されているカメラ

※ 施設管理や混雑程度の把握、事故防止、防火・防災等を主目的にするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラは、このガイドラインの対象とします。

(2) 設置場所

不特定かつ多数の方が利用する施設や場所に継続的に設置されているカメラ

例えば、

- ・道路、公園、広場、駐車場、駐輪場
- ・駅
- ・金融機関、小売店などの商業施設、病院
- ・美術館、スポーツ施設、観光施設、ホテル、旅館
- ・寺院、神社

等に設置されたカメラをいいます。

※ 事業所の事務所内や工場の敷地内、マンション・アパート等共同住宅の建物内など不特定かつ多数の方の出入りが想定されない場所を撮影するカメラは、このガイドラインの対象となりません。

(3) 設置機器

画像を記録媒体(HDD、メモリーカード等)に保存する機能を備えたカメラ

第2章 防犯カメラを設置する手順

1 事前調査

- (1) 周辺地域で事故や犯罪が発生していないか確認します。
- (2) 「危ない」「不安に感じる」場所がないか確認します。

2 設置場所、撮影範囲の検討

- (1) 上記「1 事前調査」で確認したことを踏まえて、防犯カメラを設置する場所を決めます。
- (2) 防犯カメラを設置する場所は、まず、公道以外の場所で検討します。
※ 道路占用許可は、道路法により原則として道路以外に設置する余地がない場合に許可することになっているため、私有地や公的機関の管理地等を検討します。
- (3) 地域の犯罪情勢や効果的な設置場所について、事前に市や警察へ相談しましょう。

3 管理責任者、取扱者の決定

- (1) 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの保守管理、画像データの情報漏洩防止等に配慮するため、管理責任者を決める必要があります。
- (2) 防犯カメラ等の機器操作や録画された画像の視聴管理及び画像の保管管理を行う取扱者を決める必要があります。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの設置計画を立てて地区住民に説明を行い、設置の同意を得る必要があります。
- (4) 防犯カメラ設置・運用規定を作成しましょう。
- (5) 防犯カメラが設置された後は、カメラに関する苦情対応も管理責任者の重要な役割です。

4 設置計画の立案

- (1) 設置の目的、効果、撮影範囲、設置場所、設置費用、管理運営の方法、体制などについて計画をたてます。
- (2) 設置費用について業者から見積もりを取ります。

5 住民への説明と同意

- (1) 設置計画の内容を地区の住民、関係者に事前に説明します。
- (2) なぜ設置が必要か、どこへ設置すべきか、費用はどのくらいかかるのか、画像データの取扱はどうするのかを具体的に説明し、同意を得なくてはなりません。

6 必要な手続きの確認

- (1) 防犯カメラの設置には、設置場所（土地、建物、柱等）の所有者（管理者）の同意（許可）が必要です。
- (2) 電柱に設置する場合は、管理者に早めに相談しましょう。

7 動作確認、設置の表示

- (1) 動作確認を行います。
- (2) パスワード設定が必要な場合は、他に推測されない適切なパスワードを設定してください。
- (3) 画像を確認し、撮影範囲の調整を行います。
- (4) 「防犯カメラ作動中」等の看板を取り付け、防犯カメラが設置されていることを表示します。

第3章 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラを設置又は運用する者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を禁止することとします。

2 撮影範囲、設置場所等

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置し、撮影してよいというものではありません。

そこで、設置者等は、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、撮影方向、設置台数を定めることとします。

3 設置の表示

設置者等は、犯罪抑止効果及びプライバシー保護の観点から、誰にでもわかるように、撮影対象区域内又は付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称を表示することとします。

4 管理責任者、取扱者の指定

設置者等は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定することとします。

また、管理責任者は防犯カメラの操作をする取扱者を指定し、その指定を受けた者だ

けに機器の操作等を行わせることとします。

※ 管理責任者は、防犯カメラ設置店舗の店長や警備責任者等、防犯上必要な業務を適正に遂行できる者を指定します。

5 設置者等の責務

設置者等、管理責任者及び取扱者は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守るよう努めることとします。

- (1) 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。
- (2) 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
- (3) 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。
- (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

6 撮影された画像の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進み、画像の複写や持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要です。そこで、設置者等、管理責任者及び取扱者は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、記録媒体については、施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じること。
※ 例えば、設置施設の施錠や許可した者以外の立入禁止、記録媒体の施錠可能な保管庫での管理、画像再生のパスワード設定等の方法があります。
- (2) 保存した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。
- (3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（最大で1か月以内）とすること。ただし、業務の遂行又は犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができる。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去を確実に行うこと。
- (5) 記録媒体を処分するときは、破碎又は復元のできない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にすること。また、処分の日時、方法等を記録すること。
- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、情報漏えい防止措置に特に配慮すること。

7 撮影された画像の閲覧・提供の制限

- (1) プライバシー保護のため、次の場合を除き、撮影された画像の第三者への閲覧・提供を禁止することとします。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状に基づく場合や捜査機関からの照会（刑事訴訟法第 197 条

第2項)、裁判所からの文書送付や調査の嘱託、文書提出命令(民事訴訟法第186条等)、弁護士会からの照会(弁護士法第23条の2第2項)に基づく場合等を行います。

イ 生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

迷子や認知症等の行方不明者の安否確認に必要な場合、災害発生時に被害状況を情報提供する場合等が想定されます。

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査等が想定されます。

エ 犯罪の防止以外の設置目的を併せ持つカメラで、当該目的を達成する範囲内において画像を提供する場合

設置目的に来店者の動線分析等の目的を含む場合で、第三者に分析業務を委託するような場合が想定されますが、設置目的を明示するとともに、委託先からの情報漏えい防止やプライバシー保護に十分配慮する必要があります。

オ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

この場合でも、画像に記録されている他の方の画像や住居の様子等が見えないように配慮するなど、プライバシーを侵害することがないように、細心の注意が求められます。

(2) 画像を第三者へ閲覧・提供する場合は、その必要性を十分検討するとともに、閲覧のみとするか、提供するか慎重な判断が求められます。

また、画像を閲覧・提供した時は、相手先、日時、目的、画像の内容等を記録することとし、要請者に身分証明書等の提出を求めるなど、身元確認を行うこととします。

8 秘密の保持

設置者等、管理責任者及び取扱者は、防犯カメラによって個人情報や大量に収集し、管理することになりますので、画像は言うまでもなく、画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用したりしないこととします。なお、その職でなくなった後においても同様とします。

9 保守点検等

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うこととします。

また、パソコンで防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するなどセキュリティ対策に十分な配慮をする必要があります。

10 問い合わせ・苦情等への対応

防犯カメラの設置・運用に関する問い合わせや苦情等には、誠実、迅速に対応することとします。

なお、あらかじめ、問い合わせや苦情対応担当者を指定したり、対応要領を定めておくことも誠実、迅速な対応のために有用です。

11 個人情報保護法の遵守

防犯カメラに記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。

個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱うこととします。

第4章 設置・運用規程の作成と適正な運用

設置者等又は管理責任者は、防犯カメラの設置・運用を適正に行うため、設置目的や運用形態に合わせ、設置・運用規程を定めることとします。

新潟県が策定した「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」に基づき、防犯カメラ設置・運用規程の例を作成いたしました。

〇〇自治会・町内会防犯カメラ設置・運用規程

(目的)

第1条 この運用規程は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年新潟県条例第59号）第27条第2項に規定された「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」に基づき、犯罪の防止を目的として設置及び利用する防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

(管理体制)

第2条 1 防犯カメラ設置及び運用に当たり、下記のように管理体制を定める。

- (1) 設置者 1名
- (2) 管理責任者 1名
- (3) 取扱者 〇名以下

2 管理体制は別紙1のとおりとする。

(職務)

第3条 1 設置者は防犯カメラ運用に当たり、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例第27条第1項の規定に基づき人権を侵害することのないよう管理を行うものとし、管理責任者を指名する。

2 設置者及び管理責任者は取扱者を指定し、指定された取扱者以外の操作を禁止する。

3 取扱者は防犯カメラ、モニター、録画装置の機器の操作や録画された画像の視聴管理及び画像の保存管理を行う。

4 設置者は管理責任者及び取扱者に対して、「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」及び本規程の画像の適切な取り扱いについて、徹底周知を図る。

(防犯カメラの設置)

第4条 1 犯罪の防止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影範囲を必要最小限とする。

2 設置範囲の入り口やその区域内の見えやすい場所に、当自治会・町内会が防犯カメラを設置していることを明示し、被撮影者に撮影していることを知らせる。

3 防犯カメラの設置箇所は別紙2のとおりとする。

(画像の取扱い)

- 第5条 1 設置者、管理責任者及び取扱者（以下設置者等という）は、防犯カメラの画像から知り得た被撮影者の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとし、設置者等でなくなった後においても同様とする。
- 2 設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ア 画像から識別される特定の個人の同意がある場合
 - イ 個人の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - ウ 法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合
- 3 設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の適切な管理のため下記のように管理、運用をする。
- ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない
 - イ 画像の保存期間は、法令等に基づく手続きにより照会等を受けた場合を除き、原則として、最大1か月以内の必要最小限の期間とする
 - ウ 画像は、上記イに定める保存期間が終了した後、速やかに消去する
 - エ 画像の記録された媒体は、防犯カメラの設置者等があらかじめ鍵などで防護された場所に保管する
- 4 設置者等は、当該防犯カメラ設置・運用等に関する苦情及び問い合わせに対し、適正かつ迅速な対応に努める。
- 5 設置者等は、被撮影者のプライバシーを侵害しないように努める。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別紙 1

管理体制(令和 年度)

役 職	氏 名
設 置 者	
管理責任者	
取 扱 者	

別紙2

防犯カメラの設置場所

カメラ番号	設 置 場 所
1	
2	
3	
4	
5	